

一時所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・シ、「2 所得金額」・⑪）

⇒賞金・懸賞金・競馬などの払戻金、満期生命保険料などの一時的な収入

【必要経費】生命保険料支払額、掛金の総額など

〈特別控除〉50万円（限度額）

※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記載してください。

所得から差し引かれる金額等

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」に記載します。

該当する控除額が記載されている源泉徴収票を添付する場合、証明書等は必要ありません。

社会保険料控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑬、「4 所得から差し引かれる金額」・⑬）

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの保険料を、令和5年中に支払った場合。

【必要書類】国民年金保険料または国民年金基金の掛金について控除を受ける場合は、国民年金保険料控除証明書（原本）
〈控除額〉支払金額

※あなた以外が受け取る年金から差し引かれている国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は控除できません。

小規模企業共済等掛金控除（記載欄：申告書表面「4 所得から差し引かれる金額」・⑭）

⇒第1種共済掛金と条例で定める心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法による企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金を、令和5年中に支払った場合。

【必要書類】支払額証明書（原本）

〈控除額〉支払金額

生命保険料控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑮、「4 所得から差し引かれる金額」・⑮）

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料（保険料契約による配当金を除く）または個人年金保険契約等に基づく保険料や掛金を、令和5年中に支払った場合。

【必要書類】支払額証明書（原本） ※一般生命保険契約（旧契約）で保険料1口9,000円以下の場合は不要

〈控除額〉一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料をそれぞれ以下の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計金額

【限度額 合計7万円】

(1) 平成24年1月1日以降に締結の保険契約等（以下「新契約」）の場合

一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料の支払金額を以下の計算式に当てはめて、それぞれの控除額を計算します。

新契約	支払金額	控除額
平成24年1月1日以降に締結された保険契約	12,000円以下	全額
〔一般生命保険（※） 個人年金保険（※） 介護医療保険〕	12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円

（※）申告書には新生命保険料、新個人年金保険料と記載しています。

(2) 平成23年12月31日までに締結の保険料等（以下「旧契約」）の場合

一般生命保険料及び個人年金保険料の支払金額を以下の計算式に当てはめて、それぞれの控除額を計算します。

旧契約	支払金額	控除額
平成23年12月31日までに締結された保険契約	15,000円以下	全額
〔一般生命保険（※） 個人年金保険（※）〕	15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
	70,001円以上	35,000円

（※）申告書には旧生命保険料、旧個人年金保険料と記載しています。

※旧契約と新契約の両方で控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約をそれぞれ上記と同様に計算し、以下のいずれか多い方の金額を控除額とします。

① (1) で算出した控除額 + (2) で算出した控除額 【限度額 2万8千円】

② (2) で算出した控除額のみ 【限度額 3万5千円】

生命保険料控除全体の限度額は7万円です。

地震保険料控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑯、「4 所得から差し引かれる金額」・⑯)

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が所有する居住用家屋や生活動産に対して、保険もしくは共済の目的とした地震保険契約等に基づく保険料や掛金を令和5年中に支払った場合。

※平成18年末までに契約した旧長期損害保険料(保険・共済期間が10年以上で満期返戻金があり、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないもの)については、従前の損害保険料控除が適用になります。

【必要書類】**支払額証明書(原本)**

〈控除額〉地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ以下の表にあてはめ、算出した控除額の合計金額

地震保険料(1)		旧長期損害保険料(2)	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
50,000円以下	支払金額×1/2	5,000円以下	全額
		5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円
50,001円以上	25,000円	15,001円以上	10,000円

【限度額(1)+(2) 合計2万5千円】

寡婦控除・ひとり親控除

■寡婦控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑰、「4 所得から差し引かれる金額」・⑰)

⇒以下の「ひとり親控除」にあたらぬ寡婦の人で、あなたが次の1、2のいずれかに該当する場合(いずれも事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合を除く)

- 夫と離婚後婚姻していない人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下かつ扶養親族がいる人
 - 夫と死別した後、婚姻していない人、夫が生死不明などの人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人
- 〈控除額〉26万円

■ひとり親控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑱、「4 所得から差し引かれる金額」・⑱)

⇒令和5年12月31日の現況において、婚姻していない人、配偶者が生死不明などの人で、生計を一にする子(令和5年中の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(令和5年中の合計所得金額が500万円以下に限る)の場合(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合を除く)

〈控除額〉30万円

寡婦(女性のみ適用可)

区分	死別	離婚	未婚
要件	・合計所得が500万円以下 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		/
	扶養親族あり(子以外)		
控除額	26万円		

ひとり親(男性・女性どちらも適用可)

区分	死別	離婚	未婚
要件	・合計所得が500万円以下 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ・同一生計の子で前年の総所得金額等が48万円以下の者あり		
控除額	30万円		

勤労学生控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑲、「4 所得から差し引かれる金額」・⑲)

⇒あなたが特定の学校の学生・生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、配当所得などの勤労によらない所得金額が10万円以下の場合

【必要書類】**専修学校や各種学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている人は、学校や法人から交付される証明書(原本)**

〈控除額〉26万円

障害者控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑳、「4 所得から差し引かれる金額」・㉑)

⇒令和5年12月31日の現況において、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族が以下に該当する場合。

障害者	(1) 身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている。 (2) 65歳以上で、精神または身体に障害があると区市町村長の認定を受けている。	控除額 26万円
特別障害者	(1) 上記の手帳の交付を受けている人で、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳(療育手帳)1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳特別項症から第3項症までに該当する。 (2) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある。 (3) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている。 (4) 常に就床を要し、複雑な介護を要する。 (5) 65歳以上で、精神または身体に障害があると区市町村長の認定を受けている人で、(1)に準ずる。	控除額 30万円
同居特別障害者	同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者に該当し、本人・配偶者または生計を一にするその他親族のいずれかとの同居を常況としている場合。	控除額 53万円

配偶者控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・㉑～㉒、「4 所得から差し引かれる金額」・㉑～㉒）

⇒あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合

ポイント

国外居住親族にかかる配偶者控除の適用を受けるには、「親族関係書類」「送金関係書類」が必要になります。詳細は12ページ「日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の見直し」をご参照ください。

配偶者特別控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・㉑～㉒、「4 所得から差し引かれる金額」・㉑～㉒）

⇒あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円超～133万円以下の場合
※配偶者特別控除を適用する場合は、申告書表面左側「㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の配偶者の合計所得金額欄を記載してください。

(例)

配偶者の合計所得金額	1,330,000	円
------------	-----------	---

ポイント

国外居住親族にかかる配偶者特別控除の適用を受けるには、「親族関係書類」「送金関係書類」が必要になります。詳細は12ページ「日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の見直し」をご参照ください。

同一生計配偶者（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・㉑～㉒）

⇒あなたの合計所得金額が1,000万円超で、あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合

〈控除額〉適用なし

※同一生計配偶者を非課税判定の扶養人数として加えることや障害者控除を適用することは可能です。

※同一生計配偶者を適用する場合は、申告書表面左側「㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の「□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」に「レ」チェックを記載してください。（配偶者控除を適用される人につきましては、「レ」チェックの記載は必要ありません。）

(例)

<input checked="" type="checkbox"/>	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)
-------------------------------------	--------------------------

◎配偶者控除／配偶者特別控除／同一生計配偶者

控除区分	配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者控除	一般（※1）	48万円以下	33万円	22万円	11万円	なし（※3）
	老人（※2）		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	対象外	
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円			

（※1）昭和29年1月2日以後出生の人／（※2）昭和29年1月1日以前出生の人／（※3）同一生計配偶者には含まれます。

扶養控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・㉓、「4 所得から差し引かれる金額」・㉓）

16歳未満の扶養親族（記載欄：申告書表面左側「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」）

⇒令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする親族のうち令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合

扶養区分		控除額
一般扶養	昭和29年1月2日～平成13年1月1日生 平成17年1月2日～平成20年1月1日生	33万円
特定扶養	平成13年1月2日～平成17年1月1日生	45万円
老人扶養	昭和29年1月1日以前生（70歳以上）	38万円
同居老親扶養		45万円
年少扶養	平成20年1月2日以後生（16歳未満）	なし

申告書別フローチャート
 申告の必要・不要チェック
 申告が必要ない人へ
 申告書の記載方法
 「所得なし」
 「所得あり」
 収入・所得
 所得から差し引かれる金額等
 医療費控除について
 寄附金税額控除
 所得税と異なる課税方式の選択
 申告書の控え

申告判別フローチャート
問合せ先
申告にあたって
申告の必要書類チェック
申告が必要な人へ
申告書の記載方法
所得なし
申告書の記載方法
所得あり
収入・所得
所得から差し引かれる金額等
医療費控除について
寄附金税額控除
所得税と異なる課税方式の選択
申告書の控え

※他の納税者の扶養親族として扶養控除または障害者控除の対象とされている人は、扶養控除の適用ができません。
 ※年少扶養も申告書表面左側「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に必ず記載してください。非課税判定の扶養人数として加えることや障害者控除を適用することは可能です。
 ※配偶者及び扶養親族が別居している場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも氏名、住所を記載してください。

(例) 1 2 別居の扶養親族等に関する事項 ※国外に居住している人を扶養している場合は証明書を添付

フリガナ	シグマ	ウメ	住所	〇〇県〇〇市△△1-1-1	国外居住	配偶者 30歳未満又は70歳以上 留学生・障害者 38万円以上の支払
氏名	渋谷 ウメ					

ポイント 国外居住親族にかかる扶養控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」「送金関係書類」が必要になります。詳細は以下「日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の見直し」を参照してください。

■日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度（2024年度）の住民税から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象から除外されます。

- ・留学により非居住となった人
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

なお、添付または提示する書類が外国語で書かれている場合は、日本語の翻訳文を添付する必要があります。

親族関係書類

国外居住親族が居住者の親族であることを証明するものをいいます。次の1または2のどちらかの書類の添付または提示が必要となります。

- 1 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類及び、国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- 2 外国政府または外国の地方公共団体が発行した国外居住親族の氏名、生年月日、住所の記載がある書類（戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など）

※1つの書類だけでは、国外居住親族の氏名、生年月日及び住所または居所の全てが記載されていない場合や、国外居住親族があなたの親族であることを証明することができない場合は、複数の書類を組み合わせることにより証明する必要があります。

送金関係書類

居住者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。次の1または2のどちらかの書類の添付または提示が必要となります。

- 1 金融機関の書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類
- 2 いわゆるクレジットカードの発行会社の書類またはその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品などを購入したことなどにより、その商品などの購入などの代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、または受領することとなることを明らかにする書類

※複数人の国外居住親族について扶養控除などの適用を受ける場合は、その親族ごとに38万円以上の送金が要件となります。

ポイント 給与や年金等の支払者に上記の書類を既に提出または提示している場合には、これらの書類は必要ありません。

雑損控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑳、「4 所得から差し引かれる金額」・㉑）

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で、令和5年中の総所得金額等が48万円以下の人の有する資産（家・家財道具・現金など）について、天災・火災・盗難・横領などによる損失を生じた場合。

【必要書類】災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書（原本）等

〈控除額〉次の1または2のうち、いずれか高い方の金額

- 1（損害金額（※1）－保険金等での補填額）－〔総所得金額等×10%〕
- 2 災害関連支出の金額（※2）－5万円

（※1） 損害金額は損害を受けた時の時価によりますが、警察・消防署などの証明書が必要です。

（※2） 災害関連支出の金額とは、損失の金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取り壊しや除去のために支出した金額です。